

障企発第0217001号
平成21年2月17日

各 { 都道府県障害保健福祉主管部（局）長
公益法人等関係団体の長 } 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

障害者保健福祉推進事業に係る平成21年度実施協議について

障害者自立支援の充実のため、地域における工夫や取組について調査研究を行い、普及を図ることを目的とする事業に対して助成を行い、もって、障害者に対する保健福祉サービスの一層の充実及び障害福祉計画の推進に資することを目的として、平成18年度より障害者保健福祉推進事業を実施しているところであり、平成21年度においても引き続き実施する予定です。（正式には、平成21年度予算成立後、執行することになります。）

つきましては、本事業に係る国庫補助を希望する場合には、別添「平成21年度障害者自立支援調査研究プロジェクト協議要項」に基づき、平成21年3月27日（金）までに当職あて協議書を提出してください。

なお、協議のあった事業については、有識者等からなる「障害者自立支援調査研究プロジェクト推進委員会」に諮り、その内容に関する意見を聞くとともに、必要に応じヒアリングを行った上で、採択の可否及び採択の場合はその補助額を決定することとしていますので申し添えます。

加えて、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）及び公益法人等関係団体に対して、この旨ご周知くださいますようお願い申し上げます。

(別添)

平成21年度障害者自立支援調査研究プロジェクト協議要項

障害者自立支援法を核として、障害者の就労支援、地域移行、地域生活支援等を推進し、障害者の自立を支援するためには、地域における様々な工夫や取組を積み上げ、その普及を図ることが必要不可欠である。

このことから、本プロジェクトは、そのような地域における工夫や取組について調査研究を行い、普及を図ることを目的とする事業に対して所要の助成を行うこととしているので、各地域において策定した障害福祉計画の推進を図る観点等も踏まえ、以下の事項に留意の上、本プロジェクトの積極的な提案を求める。

1 目的

本プロジェクトは、障害者の自立支援の充実のため、地域における工夫や取組について調査研究を行い、普及を図ることを目的とする事業に所要の助成を行い、もって、障害者に対する保健福祉サービスの一層の充実と障害福祉計画の推進に資することを目的とする。

2 事業の実施主体

- ・都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）
- ・厚生労働省所管の公益法人等関係団体及び厚生労働大臣が特に必要と認めた団体

3 対象事業

(1) 指定テーマ分

平成21年度においては、特に次のテーマに関する事業実施の提案について、優先的に採択を行う。(各テーマの提案に係る詳細は別に提示する個表を参照すること。)

テーマ番号	テーマ名称
1	今後の相談支援等のあり方についての調査研究事業
2	障害福祉サービスの向上を目指すための調査研究事業
3	障害者の就労支援に関する福祉施策、労働施策、教育施策の連携のあり方等に関する調査研究事業
4	就労系事業所への企業等からの大量発注促進に関する調査研究事業
5	障害児施設の一元化に向けた職員養成に関する調査研究事業
6	障害児者の地域生活への移行を促進するための調査研究事業
7	精神科医療の機能強化に関する調査研究事業
8	適切な福祉用具（支援機器）の開発・持続供給及びその活用による費用対効果等に関する調査研究事業
9	障害者の芸術文化活動の推進に関する調査研究事業
10	地域の支援力を活かした地域生活支援事業のあり方に関する調査研究事業

(2) 一般分（その他事業）

(1) に掲げる指定テーマ以外に、障害者の自立支援の充実のための調査研究や先駆的、試行的な取組等と認められるものについて、予算の範囲内で採択を行う。

4 補助基準額等

(1) 補助基準額

1事業当たり1,500万円を上限とする。

ただし、事業を効果的に実施する上で特に必要と認められる場合は、この限りではない。

(2) 補助率

定額 10/10相当

(3) 補助対象経費

障害者保健福祉推進事業に必要な報酬、賃金、共済費、報償費〔諸謝金〕、旅費、消耗品費、燃料費、食料費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費、役務費〔雑役務費、通信運搬費〕、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに負担金等（〔 〕内は、公益法人等事業における対象経費名である。）

各項目の具体的な支出例は、以下のとおりである。

番号	項目	具体的な支出例
1	報酬	・ 非常勤の職員の報酬 ・ 自治体に附属機関として設置される審査会、審議会等の委員その他の構成員の報酬
2	賃金	・ 一時的に雇用される職員に対して労働の対価として支払う金銭(正職員の給料は補助の対象とならない)
3	共済費	・ 1, 2の支払対象者について、法令に基づいて負担する社会保険の保険料
4	報償費〔諸謝金〕	・ 協議会等の構成員に対する謝礼 ・ 講演会、講習会、研究会等の講師の謝礼 (いずれも金銭、物品を問わない)
5	旅費	・ 調査研究のために行う国内外の旅行経費
6	消耗品費	・ 各種事務用紙、文具の類、収入印紙、雑誌等、その性質が使用することによって消耗され、又は毀損しやすいもの、長期間の保存に適さない物品の購入費
7	燃料費	・ 自動車等の燃料の購入費
8	食料費〔会議費〕	・ 会議用、式日用の茶菓代(弁当等の食事代は含まない)
9	印刷製本費	・ 報告書、パンフレット等の印刷、製本の経費
10	光熱水費	・ 電気使用料、ガス使用料、水道使用料等及びこれらの使用に伴う計器類の使用料

1 1	役務費〔雑役務費、通信運搬費〕	・郵便料、運搬料、電信電話料 ・新聞、雑誌等による広告、宣伝を行う費用 ・銀行振込手数料、翻訳手数料
1 2	委託料	・アンケートの集計作業等を第三者に行わせる場合の経費
1 3	使用料及び賃借料	・講演会等の会場借上料、パソコン等の機械の借上料、有料道路通行料等
1 4	備品購入費	・点字プリンター等リースになじまない物品の購入費（※パソコン等、OA機器の購入は補助対象外）
1 5	負担金	・研修会等の参加負担金等

5 留意事項

(1) 事業の趣旨に沿わないもののほか、以下に該当するものは、原則として採択しない。

- ア 単年度で終了しない事業
- イ 障害者自立支援法等の法定サービスで対応できる事業
- ウ 事業の主たる目的である事務・事業を事業主体が実質的に行わず、第三者に委託する事業や、第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分を占める事業
- エ 事業の大部分が備品購入費である事業
- オ 営利を目的とする事業

(2) 事業内容、実施方法等においては、以下の点に配慮すること。(事業内容上馴染まない場合を除く。)

- ア 地域で策定した障害福祉計画と適合し、その推進を図る事業であること。
- イ 事業の実施目的及び期待する成果が明確で、適切な事業計画が策定されていること。
- ウ 学識経験者等の外部委員を含めた検討委員会を設置する等、客観的な体制で評価・分析が行われること。
- エ 指定テーマに基づく事業を協議する場合には、可能な限り、あらかじめ指定テーマ表の下欄に記載している担当課と連絡をとり、事業内容が指定テーマに合致することを確認の上、協議書を提出すること。(担当課との事前協議は必須ではないが、事前協議を行っていない場合には、該当する指定テーマの変更又は指定テーマ分から一般分に変更する等を行うことがある。)
- オ 事業内容に即した事業費の見積もりであり、経理担当者が明確であること。なお、報酬、賃金、報償費については、団体の内規に従って積算を行うこと。
- カ 調査研究に当たり必要となるOA機器類(例：パソコン、プリンター等)の調達はリースにより行うこと。ただし、事業の遂行上必要不可欠なものでリースにより調達が困難な場合(例：点字プリンター等)については、この限りでない。
 なお、この場合にあっては、「購入予定備品一覧(別紙2)」を協議書に添付すること。
- キ 建物の改修費等の工事費は、補助対象とならないこと。

- ク 原則、単年度で終了しない事業は採択しないが、特に継続して実施する必要性がある事業を行う場合には、「障害者保健福祉推進事業に係る継続事業調書（別紙3）」を協議書に添付すること。
- ケ 調査研究の成果等をまとめた報告書冊子を作成すること。（なお、報告書冊子は、国立国会図書館に納本を行うことを予定。）
- コ 事業の実施状況、成果は、実施主体のホームページ等を通じて情報発信に務めること。
 - ※1 実施主体のホームページ等による公表について
 - 補助金交付決定時に、事業目的及び事業計画等
 - 事業完了後、事業の成果の概略上記の計2回以上、公表を行うことが望ましい。
 - ※2 当省のホームページ等による公表について
 - 事業の実施成果については、当省のホームページ等により公表する。
- サ 独立行政法人福祉医療機構の「長寿・子育て・障害者基金」助成事業等の各種助成事業を受けている場合には、本補助金との会計上の処理を明確に分離する等、適正な会計処理に努めること。
- シ 複数の団体が共同して事業を行う場合については、いずれかを代表団体として選定し、当該団体が協議申請を行うこと。（連名による協議申請は認めない。）
- ス 地方公共団体職員等を対象とした会議において、調査研究の成果を発表していただく場合があること。
- セ 補助金の支払いは、概算払いを予定しているが、場合によっては、精算払いとなる可能性があることをあらかじめ承知しておくこと。

(3) 一の実施主体が複数の提案をする場合には、以下の条件を満たすこと。

- ア 異なる指定テーマ（例えば、指定テーマ1と指定テーマ6等）に関する事業を実施するものであること。（指定テーマ個表中、事業内容欄に記載している事業を複数実施する場合には複数の提案を認めない。一つの申請にまとめること。）
- イ 内容が十分に検討・精査されたものであること。
- ウ 仮に提案が全て採択されたとしても適切に実施できること。

6 提出書類

(1) 障害者保健福祉推進事業の実施に係る次の書類

- ア 平成21年度障害者保健福祉推進事業実施協議書（別紙様式）
 - ※ 一の実施主体が複数の提案をする場合には、提案毎に作成すること。
- イ 平成21年度障害者保健福祉推進事業実施計画書及び所要額内訳書（別紙1）
- ウ 購入予定備品一覧（別紙2）
- エ 障害者保健福祉推進事業に係る継続事業調書（別紙3）
 - ※ 原則、単年度で終了しない事業は採択しないが、特に継続して調査を行う必要がある事業を行う場合に提出すること。
 - ※ 上記アからエの書類については、当省ホームページよりダウンロードをして使用すること。（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/other/index.html>）

(2) 平成21年度歳入歳出(収入支出)予算(見込)書抄本

(3) 団体の概要、活動状況に係る次の書類(地方公共団体は提出不要)

ア 定款、寄付行為又はこれらに相当する規則等

イ 役員名簿

ウ 団体概要及び活動実績がわかるパンフレット、事業報告書等

(4) その他

事業の内容について参考となる資料等

7 提出期限

平成21年3月27日(金)(持参の場合は、午後5時まで)

※ 地理的条件によっては、持参が困難な場合もあることから、郵送による場合は当日消印有効とする。

※ 提出期限を経過して届いた協議書については、受け付けないので、締め切りの厳守について、特に留意すること。

8 提出方法

(1) 提出書類の送付先は、次のとおりとする。

なお、昨年度までは、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。)の協議書の提出を都道府県経由としていたが、今回からは、直接、厚生労働省に送付すること。(採択された市町村の事業概要については、別途、都道府県に情報提供を行う予定。)

<提出書類の送付先>

郵便番号 100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自治体支援係

※封筒表面に、赤字で「平成21年度障害者自立支援調査研究プロジェクト協議書在中」と記載のこと。

(2) 提出書類のうち、平成21年度障害者保健福祉推進事業実施計画書及び所要額内訳書(別紙1)については、書類の提出と併せて電子媒体を下記アドレス宛に送付すること。(送付する際はメールの表題に「(団体名)障害者自立支援調査研究プロジェクト実施協議」と入れること。)

なお、当該メールが「7」の提出期限までに届いたとしても、提出書類が郵送等で届いていない場合には、協議書を受け付けないので、留意すること。

<電子媒体送付先アドレス>

syogaikaikaku@mhlw.go.jp

9 採択方法

提案については、有識者で構成する障害者自立支援調査研究プロジェクト推進委員会における評価を踏まえて、厚生労働省が採択又は不採択を決定する。（※平成21年6月上旬に決定・内示の予定）

10 本事業に係る照会先

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

〔事業全般、事務手続に関すること〕

企画課 天田、松本、岡崎 電話 03-5253-1111 内線 3007,3028

〔指定テーマの内容に関すること〕

「平成20年度障害者自立支援調査研究プロジェクト指定テーマ」個表の下欄に掲げる「問い合わせ先」とする。

※ 前年度からの変更点及び特に重要と思われる箇所については、下線を引いているので、協議申請書の作成にあたっては、当該部分に特に留意すること。